

## 公益通報者保護法に関する外部ホットラインのご案内

株式会社パイン総合研究所 コンサルティンググループ

公益通報者保護法の一部を改正する法律が、令和4年4月1日に施行されます。今回は、公益通報者保護法に関連する内容として、外部ホットライン(外部通報窓口)のご案内をさせていただきます。

### 1. 公益通報者保護法改正のポイント

改正後の法では、事業者に対し、新たに下記の義務が課されることになります。

- ①公益通報対応業務従事者を定める義務(改正後の法第11条第1項)
- ②内部の労働者等からの公益通報に適切に対応する体制の整備その他の必要な措置をとる義務(改正後の法第11条第2項)

①公益通報対応業務従事者を定める義務について、指針(令3.8.20内閣府告示第118号)では、公益通報対応業務従事者を定める際には、書面により指定をするなど、従事者の地位に就くことが従事者となる者自身に明らかとなる方法によらなければならないとされています。

また、②体制の整備その他の必要な措置については、指針にて、以下の内容が記載されています。

- ・部門横断的な公益通報対応業務を行う体制の整備  
内部公益通報受付窓口の設置等
- ・公益通報者を保護する体制の整備  
不利益な取扱いの防止に関する措置等
- ・内部公益通報対応体制を実効的に機能させるための措置  
労働者等及び役員並びに退職者に対する教育・周知に関する措置、内部規程の策定及び運用に関する措置等

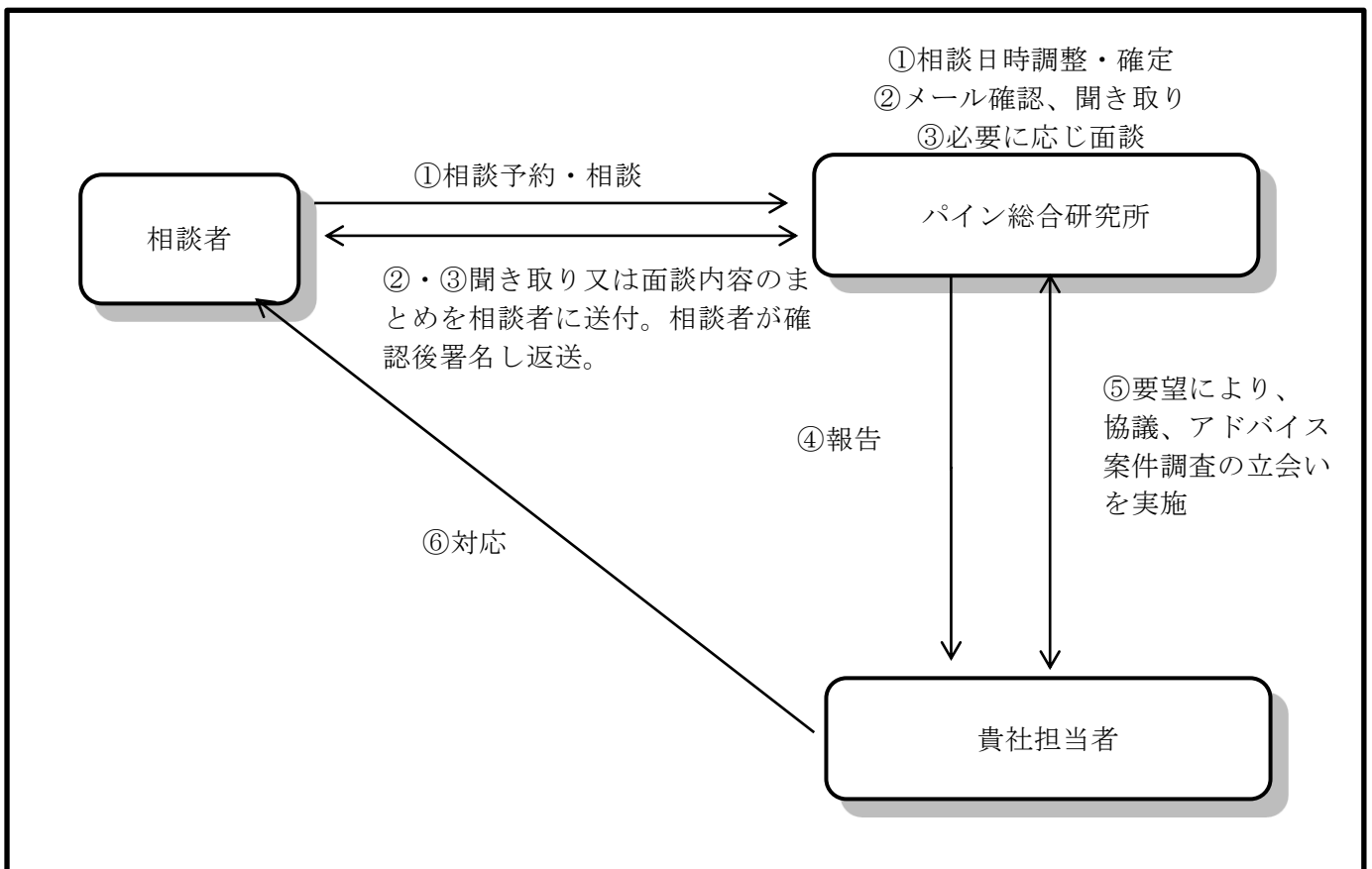
## 2. 外部ホットライン(外部通報窓口)のご案内

内部公益通報受付窓口については、事業者内の部署に設置するのではなく、事業者外部(外部委託先、親会社等)に設置することや、事業者の内部と外部の双方に設置することも可能であるとされています。弊社の外部ホットライン(外部通報窓口)では、以下の項目について取り扱います。

### 取り扱い項目

ハラスメント(パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、モラルハラスメント等)案件、人事労務分野のコンプライアンス違反やグレーゾーン事項に関する内部通報案件

<業務フロー図>



### ○注意点

外部ホットライン(外部通報窓口)は、あくまでも通報の第一報をお受けする窓口となります。通報いただいた内容に関する調査や、対策としてのセミナーや研修の実施等については、特別業務として別途御見積を作成させていただきますので、ぜひお声がけください。

以上